「とくしま障がい者雇用促進行動計画（第７期）」（素案）について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、障がいのある人の「雇用の場の確保」を目指し、具体的な取組を行うための指針である「とくしま障がい者雇用促進行動計画（第７期）」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をお伺いし、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

１　ご意見の募集期間

令和８年１１月２７日（金）～ 令和８年１２月２８日（月）（必着）

２　ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁１階　生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前９時～午後５時

３　お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 労働雇用政策課 雇用促進戦略担当

電話：088-621-2347　FAX：088-621-2852

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095　FAX：088-621-2862

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

Ｑ１　「とくしま障がい者雇用促進行動計画」ってどんな計画？

「とくしま障がい者雇用促進憲章」や「徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例」に定める基本的な取組方向に沿って、個人、地域、事業主及び行政をはじめとする県民一人ひとりが、障がいのある人に対する共通認識を持ち、相互の連携と協力によって、障がいのある人の雇用の場が確保されることを目指すために、具体的な取組をまとめたものです。

Ｑ２　どんな意見を出せばいいのですか？

令和９年度から令和１２年度までの４年間を計画期間とした「とくしま障がい者雇用促進行動計画（第７期）」（素案）をご一読の上、基本的な考え方に対するご意見や、具体的に取り組む必要があると思われる施策について、ご提案をお寄せください。

Ｑ３　提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。